

特別養護老人ホーム愛和苑 介護予防短期入所生活介護料金表(H30.4.1改定)(料金表:円)

第1段階	要支援1	要支援2
1.自己負担金 (介護サービス費)	437	543
2.自己負担金 (サービス提供体制加算Ⅱ)	6	6
3.自己負担金 (食事代)	300	300
4.自己負担金 (居住費)	0	0
5.管理費	250	250
6.合計 (1+2+3+4+5)	993	1,099

第2段階	要支援1	要支援2
1.自己負担金 (介護サービス費)	437	543
2.自己負担金 (サービス提供体制加算Ⅱ)	6	6
3.自己負担金 (食事代)	390	390
4.自己負担金 (居住費)	370	370
5.管理費	250	250
6.合計 (1+2+3+4+5)	1,453	1,559

第3段階	要支援1	要支援2
1.自己負担金 (介護サービス費)	437	543
2.自己負担金 (サービス提供体制加算Ⅱ)	6	6
3.自己負担金 (食事代)	650	650
4.自己負担金 (居住費)	370	370
5.管理費	250	250
6.合計 (1+2+3+4+5)	1,713	1,819

第4段階	要支援1	要支援2
1.自己負担金 (介護サービス費)	437	543
2.自己負担金 (サービス提供体制加算Ⅱ)	6	6
3.自己負担金 (食事代)	1380	1380
4.自己負担金 (居住費)	840	840
5.管理費	250	250
6.合計 (1+2+3+4+5)	2,913	3,019

※別途:送迎費184円/回

※介護職員処遇改善加算Ⅰ(総介護報酬単位数に1000分の83に相当する単位数)が加算されます。

※食事代については、1食ごとの算定になります。朝食:300円 昼食:580円 夕食:500円

※1生活費(食費・居住費)のご利用者負担額については、以下の基準で減額の制度があります。

区分(段階):課税区分(世帯全員)	対象者
第1段階:市町村民税非課税 (食費300円・居住費820円/日)	生活保護を受給されている方と、老齢福祉年金を受給されている方
第2段階:市町村民税非課税 (食費390円・居住費820円/日)	課税年金収入額と合計所得金額が80万円以下の方
第3段階:市町村民税非課税 (食費650円・居住費1310円/日)	課税年金収入額と合計所得金額が80万円超266万円以下の方
第4段階:市町村民税課税 (食費1380円・居住費1970円/日)	上記対象条件以外の方

※2減額の手続き等の詳細は、役所の介護保険窓口にお問い合わせください。

※3要介護度、ご利用者負担段階の如何に関わらず一律料金が加算されます。(1単位:10円)

利用者に対して送迎を行う場合 (片道につき184単位)	利用者の心身の状態、家事の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所生活介護事業所との間の送迎を行う場合
サービス提供体制加算Ⅱ (加算料金/日) 6単位	看護職員・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の75以上
若年性認知症利用者受入加算 (加算料金/日) 120単位【対象者のみ】	受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定め、特性やニーズに応じたサービスを行った場合